

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、その翌日)

目 次

- ◇ 告 示 土地改良区の役員就退任
土地改良区の役員住所の変更
開発行為に関する工事の完了(三件)
- ◇ 教 委 告 示 鳥取県立境水産高等学校専攻科入学者選抜実施要項
- ◇ 公 告 狩猟免許試験の実施

告 示

鳥取県告示第八百四十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が就任し、又は退任した旨の届

出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十四年十月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

大山土地改良区

就任した役員の名及び住所

理事 石原 政 秋 西伯郡大川町豊房九九六

“ 松尾 誠 寿 “ 三四九

“ 小村 義 秋 “ 一、三三七

“ 小原 収 “ 一、六二一

“ 上田 登 “ 長田一四四

昭和五十四年七月二十日開催の臨時総代会において補欠選挙の結果当选し、同月三十一日就任 任期昭和五十五年十一月二十日

邑美土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 山 本 義太郎 鳥取市久末二二三

病気のため昭和五十四年八月二十五日退任

福井土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 福 井 春 男 鳥取市福井三七四

“ 井 上 健次郎 “ 二四四一七

福井土地改良区

任期満了により退任

山本	納	三四五
福安	義信	八四一
花房	平八郎	四六二一一
福本	勝充	三五
監事	高木善正	二七九
池原	増蔵	三五〇

就任した役員の氏名及び住所

理事 福井春男 鳥取市福井三七四

井上健次郎 二四四一七

山本納 三四五

福安義信 八四一

花房平八郎 四六二一一

福本勝充 三五

監事 高木善正 二七九

池原増蔵 三五〇

昭和五十一年六月二十七日開催の臨時総会において総選挙の結果当選し、

同年七月九日就任 任期四年

東伯町土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 前田正二 東伯郡東伯町大字中尾一六六

松本	清美	三保一四六
田中	千藏	下伊勢五五八
門脇	榮	勤二二七
小倉	克巳	美好一四二一一
丸山	一成	下大江三二九
吉田	六彦	浦安二三七
吉田	克文	三七二
村岡	一郎	上伊勢一三七
山田	敬介	下伊勢四六七
山崎	勇	槻下九九六一一八
谷岡	良夫	六九二
川西	義男	逢東五三八
黒田	擴	一三九
桑本	數雄	保五七
椎本	劬	丸尾五三一
三浦	盛雄	大栄町大字大谷二、一一二一一七六
藤原	勤	東伯町大字勤七〇
横山	久雄	光好六三四
山下	善男	森藤一二八
山本	榮徳	杉下一八一
黒松	幸信	金屋三一一
馬野	榮	三本杉六一二
生田	續壽	古長三六二
山本	一雄	矢下五九八

1117

任期満了により退任、

東伯町土地改良区

就任した役員の名及び住所

池口 宏	宮場一六四
仲田 進	杉地三三四
横山 幸人	法万二〇〇
千草 秋稔	九二八一
酒本 勲	中尾二一四
川本 勉藏	三保三九四
桑本 幸正	保五二
西野 正雄	光好四六三
徳丸 昌壽	八反田一二五
前田 正二	東伯郡東伯町大字中尾一六六
松本 清美	三保一四六
田中 千藏	下伊勢五五八
仲田 進	杉地三三四
門脇 榮	勤二二七
小倉 克巳	美好一四二一
丸山 一成	下大江三二九
吉田 六彦	浦安二三七
吉田 克文	三七二
村岡 一郎	上伊勢一三七
山田 敬介	下伊勢四六七

山崎 勇	榎下九九六一八
谷岡 良夫	六九二
川西 義男	逢東五三八
黒田 擴	一三九
桑本 數雄	保五七
椎本 仵	丸尾五三一
三浦 盛雄	大栄町大字大谷二、一二一、一七六
藤原 勤	東伯町大字勤七〇
横山 久雄	光好六三四
山下 善男	森藤一二八
山本 榮徳	杉下一八一
黒松 幸信	金屋三一三
生田 續壽	古長三六二
山本 一雄	矢下五九八
高野 貞夫	別宮六六四
米田 聡明	八反田一四六
川崎 昭博	法万一七七
松信 一壽	八四〇
池口 宏	宮場一六四
酒本 勲	中尾二一四
川本 勉藏	三保三九四
西野 正雄	光好四六三
大橋 儀重	浦安三五三

昭和五十四年八月十八日開催の臨時総代会において選任され、同月二十

七日就任 任期四年

湖山町下代土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 村上 憲太郎 鳥取市湖山町北六丁目一〇

昭和五十四年六月二十八日死亡により退任

鳥取県告示第八百四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員住所に変更を生じた旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十四年十月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

関金土地改良区

理事 遠藤 昭典	
変更前	変更後
東伯郡関金町大字関金宿七二三番地	東伯郡関金町大字関金宿七一四番地一

鳥取県告示第八百四十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年十月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和四十七年二月二日 鳥取県指令受都計第三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市大篠津町字東外堀

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

西伯郡大山町大山寺四五番地二

株式会社大山ユーグント

代表取締役 松田 一三

鳥取県告示第八百四十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年十月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十四年六月二十二日 鳥取県指令受都計第百五十号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市里仁字下宮田扇田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市里仁五〇番地 中野辰朗

鳥取県告示第八百四十四号

次の開発に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年十月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十四年六月三十日 鳥取県指令受都計第百九十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市安長字梅登

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市布勢仁堂四二三番地二

東洋交通施設株式会社

代表取締役 西垣 勲

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十一号

昭和五十五年度鳥取県立境水産高等学校専攻科入学者選抜を次の要項により実施する。

昭和五十四年十月二日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 頭

一 募集生徒数

水産学科 海洋科 約十人

機関科 約十人

二 出願資格

1 昭和五十五年三月水産高等学校の海洋科、漁業科又は機関科を卒業する見込みのある者

2 水産高等学校の海洋科、漁業科又は機関科を卒業した者

三 出願期間

昭和五十四年十月二日(火)から同月十一日(木)十二時までとする。なお、郵送による場合は、十月八日(月)までの消印のあるものは、有効とする。

四 出願手続

- 1 入学志願者は、出願期間内に次に掲げる書類を鳥取県立境水産高等学校(以下「境水産高等学校」という。)に提出しなければならない。
(一) 入学志願書(境水産高等学校から交付を受けたもの)に入学選抜手数料として八百円に相当する額の鳥取県収入証紙(消印をしないこと。)をはり付けたもの
(二) 出身水産高等学校長の発行する調査書(大学受験用の調査書と同様とする。)又は水産高等学校の卒業資格及び学力を認定するに足る書類
- 2 境水産高等学校長は、入学志願書を受理したときは、入学志願者に受検証を交付するものとする。
- 五 入学者選抜学力検査及び面接の期日等
1 期日 昭和五十四年十月十七日(水) 九時から十五時まで
2 場所 境港市中野町二〇〇番地 境水産高等学校
3 学力検査の科目 海洋科 航海、運用、海事法規、英語及び数学
機関科 機関(一)、機関(二)、執務一般、英語及び数学
- 六 入学者の選抜方法 入学者の選抜は、入学志願者の提出した書類の審査、入学者選抜学力検査等の結果を総合して行う。
- 七 合格者の発表 昭和五十四年十月二十六日(金)とし、境水産高等学校に掲示するか、合格者に通知する。

八 注意事項

- 1 提出された書類及び入学選抜手数料は、返還しない。
- 2 この要項に関する質疑事項は、境水産高等学校に問い合わせることに参考事項
- 九 参考事項
1 専攻科の教育課程は、漁業又は機関に関する事項を精深な程度において履修させる。
2 専攻科の修業年限は二年とし、学期は第一学期(四月から八月まで)及び第二学期(九月から翌年三月まで)の二期とする。
3 専攻科の生徒の学習の評価、単位の修得の認定、修了等については、高等学校の全日制課程に準ずるものとする。

公 告

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正7年法律第92号。以下「法」といふ。)第7条第1項に規定する狩猟免許試験を次のとおり実施する。

昭和54年10月2日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 受験対象者 鳥取県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者

2 実施日時等

実施月日	時 間	試 験 会 場
10月30日	10時30分から	鳥取市東町一丁目鳥取県庁講堂

3 試験科目

- (1) 適性試験 (視力、聴力及び運動能力)
 - (2) 知識試験 (鳥獣保護及び狩猟に関する法令、猟具並びに鳥獣に関する知識)
 - (3) 技能試験 (猟具の取扱い、距離の目測及び鳥獣の判別)
- 4 受験申込方法

所定の狩猟免許申請書に次に掲げる書類を添えて、所轄の地方農林振興局長に提出すること。

- (1) 銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和33年法律第6号) 第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない者にあつては、その者が法第6条第2号又は第3号に該当するかどうかについての医師の診断書
 - (2) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したものの1枚
- 5 申込期限
昭和54年10月23日
- 6 狩猟免許手数料及びその納付方法
- (1) 狩猟免許手数料2,800円。ただし、10月30日において現に狩猟免許を受けている者で、これと異なる種の狩猟免許を受けようとするものにあつては、2,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を狩猟免許申請書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。
この場合、消印しないこと。

7 携行品

受験票及び筆記用具

8 その他

詳細については、鳥取県農林水産部造林課及び各地方農林振興局林業課に問い合わせること。